

令和7年度高付加価値旅行者を顧客に持つメディア等を対象とした
伊勢志摩及び周辺地域におけるツアー企画等業務
業務委託仕様書

(1) 委託業務名

令和7年度高付加価値旅行者を顧客に持つメディア等を対象とした伊勢志摩及び周辺地域におけるツアー企画等業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業」において、令和5年3月28日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和5年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスターplanを策定した。

令和6年度には、同旅行者を顧客に持つ海外メディア（フリーライター等の記者を含む。以下同じ。）や旅行会社、同旅行者に影響力のある有識者・インフルエンサー等（以下「メディア等」という。）を招聘したファムトリップ・モニターツアー（以下「ツアー」という。）を実施し、伊勢志摩地域の魅力を海外に発信し地域の認知度の向上及び地域が有する価値への理解を深めるほか、メディア等が地域に対して感じた印象・課題等を聞き取った。

本業務は、令和6年度に引き続き、発注者がメディア等を招聘しツアーを提供するに当たり、ツアーの企画・調整・催行を行うものである。

また、同旅行者を受け入れランドオペレート機能を発揮する伊勢志摩 DMC (Destination Management Company) を、発注者が中心となって将来的に設立することを見越し、本業務では、伊勢志摩 DMC の設立のために必要な手続き等も併せて検証する。さらに、ツアーの催行を通し、発注者及び受注者自身が、伊勢志摩地域内の宿泊事業者、体験コンテンツ提供事業者、ガイド、及びランドオペレーター等との関係をより一層強化する。

このことから、受注者は、本業務が単発のツアー実施に留まらず、将来的な DMC 設立に向けた布石の取組であることを認識し、同旅行者の受け皿として地域で事業展開する意思を有する必要があることに留意すること。

(3) 履行期間

契約日から令和8年2月20日まで

(4) 委託上限金額

2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

① ツアーの企画・調整・催行等

発注者が指定するメディア等の招請者を対象に、指定した時期にツアーを催行するため、次の（ア）乃至（エ）に掲げる業務を実施すること。

（ア）ツアーを催行する事前に、行程表やツアー関連経費の見積書等の関連資料を発注者に提出すること。受入調整（ツアーで訪問する施設、店舗、体験プログラム等の選定、候補地のリストアップ、訪問先との日程調整、費用交渉、及び受入可否の確認。必要に応じた現地視察の実施）

（イ）行程表、見積書作成（本事業の目的及び招聘するメディア等の特性を踏まえた魅力的なツアー行程案の策定）

（ウ）ツアー催行（ツアー全体の運営管理、招請者の送迎、宿泊・食事・ガイド・移動手段・コンテンツ等手配、緊急時の対応等）

（エ）各種調査（メディア等からのフィードバック、受入調整時の課題等）

なお、ツアーの催行費用・回数等は、次を想定している。

○ 催行費用：最大 400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）／1回当たり
費用に海外渡航費は含まない。

○ 催行回数：最大 6 回

○ その他：滞在期間は、伊勢志摩地域に 1 泊以上とする。1 回当たりの招聘者は、2 名以上とする。

② ツアー実施報告書（速報版）の作成

ツアー実施後 1 週間以内に、ツアー実施に係る報告書（速報版）を作成すること。記載内容は、概ね次の（ア）乃至（エ）とするが、（ア）乃至（エ）に記載のない事項を含め詳細内容は、発注者と協議すること。

（ア）行程：実施されたツアーの最終行程表（実績）

（イ）参加者：招聘者の詳細情報（氏名、国籍、所属、専門分野、SNS フォロワー数等）

（ウ）成果：招請者からのフィードバック（評価点、改善提案、ポジティブな意見、ネガティブな意見等）

（エ）その他総評：ツアー実施における成功要因、課題点、今後の改善提案、高付加価値旅行者誘致に向けた提言等

③ 事業実施報告書の作成

履行期間末日までに、「①」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。

なお、「②」で速報として報告した内容のほか、将来的な伊勢志摩 DMC 設立に向け

検証した内容、成果等もまとめること。

(6) 財産及び著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は発注者に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するため必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

(7) 成果品及び提出期限

次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。

- ① 業務報告書（校了済 PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一部
校了済 PDF 1部
Microsoft データ等二次加工可能なもの 1部
- ② その他業務で作成した資料
校了済 PDF 一式
Microsoft データ等二次加工可能なもの 一式

※電子データは、Microsoft Windows 10 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

契約代金の支払いに関しては、発注者と協議の上、決定する。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。